**仮想通貨交換業の廃止の公告**

**380\_1**

**【残余財産がない場合】**

　当社は、令和○○○年○月○○○日をもって仮想通貨交換業の全部を廃止することにいたしました。

資金決済に関する法律第六十三条の二十第五項に規定する仮想通貨交換業として行う仮想通貨の交換等に関し負担する債務の履行の完了及び当該仮想通貨交換業に関し管理する利用者の財産の返還又は利用者への移転の方法につきましては、債務の履行の完了か必要な仮想通貨の交換等及び利用者への返還又は移転が必要となる財産はございません

　以上、同法同条第三項の規定により、公告いたします。

　令和○○年○○月○○○日　**（※①）**

　　○○県○○市○○○○町○○番地

　　　　　　　　　　株式会社○○○○○○○

　　　　　　　　　　代表取締役　○○　○○

（※①）掲載日は、原稿をいただいた後、掲載可能な日をご連絡いたします。

・掲載希望日がある場合はご連絡ください。

関連条文

　資金決済に関する法律第六十三条の二十第三項

　内閣府令第七号（仮想通貨交換業者に関する内閣府令）第三十二条第三項